パトリック・ハリースの南ア戦争の原因に かんする「ホブスン・テーゼ」批判について

佐 伯 尤

- 1. はじめに
- 2. 南ア戦争の原因にかんするホブスン・テーゼ
- 3. ハリースのホブスン・テーゼ継承者批判
- 4. 南ア戦争勃発前3-4年間のラント金鉱業主たちの問題認識
- 5. むすび

1. はじめに

1899年10月11日イギリスと南アのブール人の2つの共和国連合の間に勃発した南ア戦争の原因について、翌年早くも相対立する2つの見解が現れた¹⁾。1つは、戦争の原因を経済的要因に求めるものであり、もう1つは政治的要因に求めるものである。政治的要因に求めたのは、戦争勃発前にロンドン・タイムズ紙によって特派員として南アに派遣されたリーオポウルド・ステネット・エイメリであり、経済的要因に求めたのは、これまたマンチェスター・ガーディアンの特派員として南アに派遣されたジョン・アトキンスン・ホブスンであった。一方は戦争遂行に賛成で、他方は反対であった。戦いは継続中であったから、ともに事態に影響を与えるべく著作を公刊することによって現実に参加したのであった。ちなみに言えば、エイメリは1911年政治家に転身し、帝国主義者として生涯イギリス帝国にかかわり、ホブスンは、自由主義的反帝国主義者として、生涯平和主義者、社会改革論者として研究者、著述家の道を歩む。

エイメリは、南ア戦争の軍事作戦の研究として、1900年から7年かけ

て『タイムズ紙の南アにおける戦争史』全7巻を執筆・編集するが、「軍 事作戦自体の研究も、戦争が結果となった政治状況の知識がなければ不完 全である | として、その第1巻を南ア戦争に先立つ期間における「イギリ スとブール人共和国の関係、最終的危機に至った諸原因、および両政府の 長い協議|2) の記述に当てた。この中で彼は、戦争の起源をイギリス政府 とトランスヴァール政府との間の政治的抗争にしっかりと位置づけ3),戦 争の原因をトランスヴァール (南ア共和国) が南アで最高権力の地位を獲 得しようとする努力に見た。彼は述べる。「ウィットワータースラントの 発見につづく年月におけるクルーガー政策の主要な諸目的は、トランスヴ ァールをイギリスの一切の政治的、経済的および社会的影響から絶対的に 独立させることであった。すなわち、条約によって確立された従属的関係 の最後の断片も除去すること、トランスヴァールの領土をあらゆる方向、 特にアフリカの南東海岸の方向に拡大すること、ヨーロッパ列強から支持 を確保すること、自由国とケープ植民地を従属国にして、政策に影響させ ず終始彼らの支持を受けること。このすべての最終目的は、トランスヴァ ールを南アの最高権力の地位に置くこと、ならびにイギリス政府がどのよ うな条件でどのくらい長く大陸のこの部分に地位を維持することができる かそれに命じることができることであった ⁽⁴⁾。ラント金鉱業の拡大から 生じる歳入増と国力増強を基になされる、イギリスへの従属からの離脱、 近隣諸国に対する領土と影響力の拡大、および究極的には亜大陸における 最高権の要求のトランスヴァールの主張は、ユニオン・ジャックの旗の下 に南ア連邦をきずき、帝国強化を図ろうとするイギリスの利益とは真っ向 から対立したと、エイメリは言うのである。特徴的なことは、この戦争が ラント資本家の戦争であり、ブール人政府を覆し、トランスヴァールを1 つの巨大なシンジケートに転換するために、アイットランダーの不満は資 本家によって発明されたという考えを,エイメリは拒否したことである⁵⁾。 「資本家は、ほとんどまさに最後まで、トランスヴァール政府と交渉し(た)。 パトリック・ハリースの南ア戦争の原因にかんする「ホブスン・テーゼ」批判について

……彼らが改良を願うのは不自然でなかった。しかし、彼らは戦争を切望していなかった $]^{6)}$ 。

1950 年代に、南ア戦争勃発時の政府資料が閲覧可能となった。 $J \cdot S \cdot \nabla V - V - V \cdot \nabla V - V \cdot \nabla V \cdot$

この戦争の原因についてエイメリが政治的説明を提供したところで、ホブスンは経済的説明を与えた。戦争勃発当時ラント金鉱業は、経営・金融のグループ・システムを採用した 10 ばかりの鉱業金融商会によって支配されていた。やはり 1900 年公刊された『南アにおける戦争:その諸原因と諸結果』 $^{8)}$ においてホブスンは、南ア戦争の原因を、これら鉱業金融商会を所有・支配する金鉱業主あるいは金融業者が、自分たちの利益のために共謀し、イギリス政府を動かした結果であると主張した。ホブスンは述べる。「われわれは、少数の鉱山所有者と投機家の国際的寡頭支配者をプレトリアの権力につかせるために戦っている」 $^{9)}$ 。「この戦争は鉱山のために安い十分な労働供給を確保するために」 $^{10)}$,「御用新聞を利用した少数の国際金融業者の共謀」 $^{11)}$ によって惹き起こされた。筆者は、このホブスンの見解を「ホブスン・テーゼ」と名づけたい $^{12)}$ 。

ホブスン・テーズは大きく2つの命題に分けることができる。すなわち、第1の命題は、南ア戦争は、ラント金鉱業主が共謀し、イギリス政府を動かした結果生じたとするものであり、第2の命題は、金鉱業主がこのような行動を採ったのは、安価で従順で安定した大量のアフリカ人労働者を確保するためであったというものである。

現在, 第1の命題は, 南ア戦争原因にかんするほとんどすべての研究者 から誤りだと受け取られている。大方の金鉱業主は, 改革を望んだが戦争 は望んでおらず, したがって, 彼らの共謀などあり得なかったというので

— 47 —

ある。しかし、南ア戦争の勃発にかかわった鉱業金融商会がなかったわけではない。最大の鉱業金融商会で、ラント金生産の半分を支配していたウェルナー、バイト商会=エックシュタイン商会のパーシー・フィッツパトリックは、南ア高等弁務官、アルフレッド・ミルナーに協力していた。この協力について、それは商会の意向を示すものでなく、フィッツパトリック個人の政治的意向を示すものであり、彼の帝国主義イデオロギーはミルナーそれと一致していたと解釈する説がある「3」。しかし、商会のもっとも政治に慎重であったとされる最上級パートナーの1人、ジュリアス・ウェルナーが、戦争熱を煽るために、ミルナーと協力してタイムズ紙の若くて精力的なモニーペニーを南アのエックシュタイン商会傘下のスター紙の編集員に招聘するのである「4」。したがって、商会の各パートナーの政治的考えが完全に一致していなかったとしても、商会自体が戦争に反対であったとは必ずしも結論できない。ウェルナー、バイト商会=エックシュタイン商会が南ア戦争勃発に果たした役割は十分に解明されているとは言い難いのである。

第2の命題については、1980年代、南ア戦争の原因とラント金鉱業の関連が問われたとき、ピーター・リチャードスン、ジャン・ジャック・ファン=ヘルテン、ヘルマン・ギリオメーなどホブスンの主張の継承者が現れた。後に述べるように、ハリースが1986年の論文、「19世紀ウィットワータースラントにおける資本、国家、および労働:1つの再評価」¹⁵⁾で直接批判の対象にしたのは、彼ら継承者の所論であった。すなわち、彼は、ホブスン・テーゼ継承者は、ジェイムスン襲撃後のトランスヴァール政府による諸改革を全然考慮せず、この間に実現されたアフリカ人労働者の賃金引き下げとアフリカ人労働者供給の改善を見ていないと批判した。ハリースのホブスン・テーゼ批判は、第2命題を否定することによって、第1命題をも否定する構造となっている。すなわち、トランスヴァール政府はアフリカ人労働者確保に協力し、かつ十分な成果を挙げたので、ラント金

鉱業主がトランスヴァール政府に不満を言う筋合いはなく、いわんやトランスヴァール政府打倒の動きをするなどとはあり得ないというのである。このハリースの主張は今日、南ア戦争の原因を政治的要因に求めるほとんどすべての論者によって、完璧なものとして受け容れられているといってよい。だが管見によれば、ハリースのこの批判にたいして、南ア戦争の原因を経済的要因に求める者からはほとんど言及がなく、深く検討されていないままである。かつてエリック・ホブズボームは、「イデオロギーはどのようなものであれ、ブール戦争の原因は金(きん)である」¹⁶⁾と述べた。この見解に賛成するにせよ、反対するにせよ、南ア戦争の原因を追求しようとすれば、金との関係を検討せざるを得ない。ここに、ホブスン・テーゼを批判したハリースの所説をそのまま受け容れるのでなく、どこまで受け容れられるか検討する意義がある。本小論は、南ア戦争の原因にかんするホブスン・テーゼの論旨を紹介し、次いでホブスン・テーゼ継承者にたいするハリースの批判を述べ、最後に、当時ラント金鉱業を担った金鉱業主たちの言説に立ち、ハリースの主張の是非を検討したい。

2. 南ア戦争の原因にかんするホブスン・テーゼ

ホブスン『南アにおける戦争』は、3部から構成されている。第1部は「1899年のブール人共和国」、第2部は「ラント資本家の政策」、第3部は「解決に向かって」と、それぞれ題されている。第1部は、特派員として赴いた南ア現地での直接の見聞に基づいて書かれ、マンチェスター・ガーディアン紙に掲載された20本のエッセイ的通信文から構成されている。ここでは、ブール人とアイットランダーの心情、ヨハネスブルグの「ユダヤ人」的性格、ジェイムスン襲撃がトランスヴァール国民に及ぼした悪影響、植民地相、チェンバレンとイギリス政府にたいするトランスヴァール国民の深い不信、それがトランスヴァールとイギリス政府の協議に及ぼした悪影響、金鉱業主が所有する南アにおける新聞の影響、アイットランダ

— 49 **—**

一の組織が演じた役割,両政府間の高まる危機の中の南ア高等弁務官,アルフレッド・ミルナーの常軌を逸した外交と好戦的態度,などが述べられている。第3部では、イギリスが勝利した後の、ブール人とイギリス人の白人種構成とその動向、トランスヴァール鉱業の見通し、大規模農業の発展とイギリス人移民の果たす役割、労働者、選挙民、軍事的危機としての原住民の存在など、新生南アの動向を占う重要事項が考察されている。ここでの問題は、南ア戦争の原因を述べた第2部である。

第2部第1章は「誰のためにわれわれは戦っているか」,第4章は「何のためにわれわれは戦っているか」と題され,この2つの章で戦争の根本原因が考察される。

ホブスンは,第1章でまずトランスヴァールの経済支配者を指摘する。彼は書いている。「かの地に赴く以前,バイト,エックシュタイン,バーナト等々の名前はもちろん私は知らなかった」 $^{17)}$ 。しかし彼は現地でこれを知り,トランスヴァール経済の中心であるラント金鉱業は,ウェルナー,バイト商会,コンソリデイティッド・ゴールド・フィールズ社,ノイマン商会,G・ファッラー,A・ベイリ,ゲルツ商会,アルビュ商会,J・B・ロビンスン,バーナト商会など,一握りの鉱業金融商会によって壟断されていることを指摘する $^{18)}$ 。

次いでホブスンは、トランスヴァールにおけるこれらの鉱業金融商会は、他の国では経済諸力が控えている政治への参加を希望し、そのためについには戦争を惹き起こしたことを指摘する。彼は述べる。「トランスヴァールの産業、ことに鉱業は、国家の重要な支援を不断に必要とする。膨大な安価な規則的で従順な労働供給にたいする支配は、有利な事業を展開するための主要な礎石である。鉄道運賃、関税法、および鉱物にかかわる重要な問題、これらを有利に解決するためには、彼らは政治に入らざるを得ない」。これらの点を考慮するとき、今次の南アにおける戦争の性格は明らかであるとして彼は述べる。「われわれは、鉱山所有者と投機者という国

パトリック・ハリースの南ア戦争の原因にかんする「ホブスン・テーゼ | 批判について

際的少数独裁者をプレトリアの権力に就けるために戦っている」19)。

ホブスンは、第4章の冒頭、巨額の利得獲得を可能にするために戦争は 戦われていることにかんして何ら秘密はないと述べる。「この戦争はイギ リスと南アの誰にとっても恐ろしい災難であるが、鉱山所有者にとっては、 鉱山のもっとも経済的な経営と投機活動から生じる巨額の利潤の増大を意 味する」²⁰⁾。

それでは「善政 (good government)」の実現によって、ラント金鉱業の利 潤はどのくらい増えるだろうか。ホブスンは、フィッツパトリックが引用 した 1896 年に「ラントの指導者」が述べた次の不満を挙げる。「主な経済 的不満を挙げるならば、次のようなものがある。オランダ鉄道利権、ダイ ナマイト独占、リカーの密売買、および原住民労働である。それらは一体 となって鉱業にたいし年250万ポンド以上の間接税の不当な負担を構成し ている |。ホブスンは続ける。「換言すれば、鉱業資本家は、政治的あるい は軍事的クーデターの成功によって 250 万ポンドの所得を得る立場にあっ た |。そしてこの 250 万ポンドは、コンソリデイティッド・ゴールド・フ ィールズ社の顧問技師、ジョン・ヘイズ・ハモンドや金鉱業主、J·B· ロビンスンの指摘する、「善政の直接的ならびに間接的利益の……推計」、 「粉砕鉱石 (ore crushed)」トン当り6シリングの節約から生じる利潤増に対 応すると指摘する。そして、ホブスンは、ハモンドが、ダイナマイト、鉄 道運賃にもまして、大量の安定した安い従順なアフリカ人労働者の確保か ら生じると述べていること、カール氏――『世界の金鉱山』21)の著者 ---は、節約される6シリングのうち5シリングはパス法とリカー法の適 切な施行にともなう労働供給から生じると指摘していることを、付け加え 2^{22}

ホブスンは結論する。「金産出高が最大の利潤を生むという条件で拡大 されるならば、労働市場の一大拡張が不可欠である。この問題こそが、何 にもまして資本家を政治に駆り立て、彼らを、一方では帝国主義者にし、

— 51 —

他方では、内政に向かわせる」²³⁾。そして、ラントで働くアフリカ人労働者の最大部分は、モザンビークとトランスヴァール北部から来ていることを確認して、「この理由からして、国際資本家はイギリス帝国の膨張主義者となる」²⁴⁾と述べる。

3. ハリースのホブスン・テーゼ継承者批判

ハリースが、論文「19世紀のウィットワータースラントにおける資本、国家と労働:1つの再評価」においてホブスン・テーゼを直接に批判しているわけではない。彼が批判の対象としているのは、先に指摘したように、ホブスン・テーゼの継承者、もっと正確に言えば、ホブスンの「ラント金鉱業の経済学」の不十分さを克服した継承者、ピーター・リチャードスン、ファン=ヘルテン、アラン・ジーブズ、ヘルマン・ギリオメーなどの所論である。

ホブスンは、粉砕鉱石トン当り6シリングの節約は250万ポンドの利潤 増を実現するとのハモンドや J・B・ロビンスンの言明を引用していたが、ラント金鉱業の生産の特徴に言及するところはなかった。

ラント金鉱地は広大で、鉱脈は、30マイルにおよぶ露頭鉱脈から総じて南に傾斜しつつ地中深く広がっていた。しかし、それは非常に低品位であった。金本位制下、金価格は一定であったから、金鉱業は、生産コストの上昇を価格に転嫁できず、高コストでは成り立たないきわめてコストに敏感な産業であった。機械、薬品は世界市場価格で購入せざるを得ず、ダイナマイトと鉄道運賃は、トランスヴァール政府のコンセッション政策によってそれぞれ特定のダイナマイト会社とオランダ=南ア鉄道会社の言い値を支払わなければならなかった。したがって、生産コストの低下は、労賃の引き下げに求めざるを得なかった。労賃は、熟練、監督労働を営む白人鉱夫の賃金と単純労働に従事するアフリカ人労働者の賃金から成っていた。白人労働者の賃金は当時引き下げることはできなかった。なぜなら、

移民してきた白人労働者は、開発、生産の枢要な場所で働いていたばかりか、本国で労働運動を経験しており、また、金鉱業主がトランスヴァール政府から種々の譲歩を引き出すのに、彼らの支持を必要としたからである。したがって、コスト低下はひとえにアフリカ人労働者の賃金引き下げに求めなければならなかった。しかも、生産拡大に対応するアフリカ人労働力需要を満たしつつ賃金引き下げを実現しなければならなかった。

このようなラント金鉱業の特徴の認識に立って、上に述べたホブスン・ テーゼ継承者は、トランスヴァール政府が安い大量のアフリカ人労働者確保に協力しないところに南ア戦争の原因を見た。

次の3つの発言は、ハリースの引用するホブスン・テーゼ継承者の所論 である。

〈リチャードスンとファン・ヘルテン〉「1890 年と 1899 年の間, 執拗な要請にもかかわらず, 国家は, 安い信頼できるアフリカ人労働力需要に応じる効果的なメカニズムを提供することに失敗した。それは, これが農業労働市場におよぼす影響の故であった」²⁵⁾。

〈ジーブズ〉「アングロ=ブール戦争の勃発に先立つ3年間は,1890-91年の一時的崩壊以来鉱山にとってもっとも深刻な危機を構成した。……容易にえられる利潤の源泉が消滅するにつれて,クルーガー政府の欠陥と労働の高コストがはるかに深刻な関心事となった」²⁶⁾。

〈ギリオメー〉「トランスヴァール国家には、鉱業の街にたいして十分な量の労働供給を確保することができもしなければ、する意思もないことが、鉱業資本家に明らかとなったとき、深刻な問題が生じた。アフリカ人労働供給を組織・確保し、産業化にたいする他の障害を克服しようとする資本家とイギリス帝国主義者の願望は、1899-1902年の第2次アングローブール戦争を決定した諸要素のひとつであった」²⁷⁾。

ハリースは,「ジーブズは,この危機にたいする解決は,政治的領域に,トランスヴァール共和国にたいする帝国主義戦争に求められなければなら

— 53 —

なかったと主張する」²⁸⁾ と付け加えているが、上のギリオメーの所論に見られるように、彼らは、南ア戦争の主要な原因を、アフリカ人労働力を確保する上でのトランスヴァール政府の非協力あるいは無力に求めた。そして、1986 年論文でハリースが意図するのは、「このオーソドキシーに挑戦すること」²⁹⁾ であった。

ハリースは、この挑戦を行うに当たって、2つの前提条件を正しく述べ ている。1つは、先に触れたが、ラント金鉱業が非常な低品位鉱業であっ たことである。彼は、ラント金鉱業の広範な採掘、高価な機械と熟練労働 の必要,一貫性のない投資,固定された金価格,これらは操業に大きなコ ストの制約を課したと述べる。そして、コストは高度に競争的なアフリカ 人労働者の賃金によって支配されており、鉱業は国家の援助を求めて営業 コストを引き下げようとする傾向があったことを指摘する300。もう1つは、 トランスヴァール国家の統一と力は、ラント金鉱業の利潤の上に構築され たことである。ハリースは、金は土地価格を引き上げ、土地価格の上昇は、 不動産所有者と国家の財政の双方に利益となり、財政収入の増大は土地な しブール人に何千という仕事を提供したばかりか、残存していたアフリカ 人独立酋長社会を征服し、そこにブール人移民に開放する資金を提供した ことを指摘する。だが、トランスヴァール政府(=クルーガー政権)は、あ まりに統制できない経済成長を認めることはできなかったとハリースは述 べる。けだし、市民サーヴィス、学校制度、警察、軍隊の同時的発展がな ければ、急速な産業成長は、国家の安定を脅かしたからである310。

それでは、ハリースはどのようにトランスヴァールの政府の対ラント金 鉱業政策を見ているであろうか。

ハリースは、トランスヴァール政府のラントのアフリカ人労働者政策は、1895年末から翌年正月初めにかけて起こされたジェイムスン襲撃の以前と以後とで大きく変化したことを強調する。したがって、以前と以後の時期に分けて見る必要がある。まず以前の時期に、ラント金鉱業はどの

パトリック・ハリースの南ア戦争の原因にかんする「ホブスン・テーゼ | 批判について

ようにアフリカ人労働者を確保しようとしたかを見てみよう。ただし、ハリースの叙述はかなり錯綜しているので、年代記的に整理して紹介することを断っておきたい。

- (1) ラントの金鉱脈は 1886 年に発見され、機械の輸入を待って翌年に 操業が開始された。金鉱業に従事する会社やシンジケート間のアフリカ人 労働者の争奪戦は激しく、賃金は高騰した。アフリカ人労働者の引き抜き、 逃亡の誘いなどは日常茶飯事であった。1889 年には、それらを防止する ために、最大の鉱業商会、エックシュタイン商会のリーダーシップの下に 鉱山会議所が設立された。いくつかの鉱山が閉鎖で脅かされる事態もあり、 翌年 10 月には鉱山会議所加盟 66 社は、9 月の平均月賃金 63 シリング 4 ペンスから約1ポンド切り下げて 42 シリングにすることを決めた。しか し、その結果はさんざんで、大挙して離職が生じ、労働者たちは故郷に帰っていった³²⁾。
- (2) 鉱山会議所は、アフリカ人労働問題の解決を最大の供給地であったモザンビークとの交渉に求めた――ハリースは何年か述べていない――。 労働契約期間は2年間で、月20~25シリングの低賃金であった。この計画は失敗した。トランスヴァール政府には、ポルトガルと協議に入り、鉱山を行き来する労働者の宿泊施設を用意する準備はなく、同政府は、紹介状を書いただけであった³³⁾。
- (3) 1893年2月、トランスヴァール政府の国務長官は、鉱山会議所から原住民労働委員を指名し、アフリカ人労働者募集組織を率いるよう求められたが、これを拒否した。続いて、原住民監督官は、自分の地位を利用して、原住民委員、地方行政官、地方長官、および酋長を誘引して労働者を鉱山に送るよう求められた。しかし、政府は躊躇したのち、労働募集にかかわらないことを決定した³⁴⁾。
- (4) トランスヴァール政府の協力を得られなかったので、鉱山会議所は 1893 年 3 月に原住民労働局 (Native Labour Department) を設置した。そ

— 55 —

の目的は、賃金率を引き下げながら十分な労働者供給を確保することであ った。同局はトランスヴァール政府に支援を求めた。政府は、モザンビー ク総督に労働輸入の規制にかんする同局の提案を受け容れるよう要請し た35)。当時ラント金鉱業で働くアフリカ人労働者のうちモザンビーク人 は、60%を占めていた。しかし、その労働者の圧倒的多数は、ロレンソ ・マルケスの奥地、モザンビーク南部の、まだポルトガル人に服していな い東海岸 (East Coast) から来ていた。彼らは特別に評価されていた。なぜ なら彼らは、まるまる3年間鉱山にとどまって労働に熟練していたし、帰 国すると次の新たな契約をむすび、そして、何よりもみんなの嫌う地下労 働に従事したからであった。原住民労働局にたいして、インハムバネその 他地域から1人当り1ポンド足らずから5ポンドの間で労働者を供給しよ うとする申し出があった。しかし、ラントの金鉱山会社が同局に投資する には2つの障害があった。第1に、供給地で、原住民労働局に所属する募 集員、各鉱山会社の募集員、フリーランスの募集員、募集員の下で働くラ ンナー(労働者を探し、募集員に連れてくる現地人)の間に激しい競争があっ た。この競争は、高賃金や詐欺的条件の提示で労働者を契約先から切り離 す事態を生じさせていた。さらには、最も安い募集が、ラント自体で行わ れている有様であった。第2に、労働者が逃亡すれば、募集の費用は丸損 となった 36 。

(5) 1893年12月,モザンビーク政府は、トランスヴァールへの移民 労働者の規制を実行することに同意した。他方、トランスヴァール政府も、 財政的義務のないことが分かると、ポルトガル政府の希望に応じ、ロレン ソ・マルケスとインハムバネに労働エイジェントを指名した。彼らは、ポ ルトガルの役人とともに移民労働者の契約署名の共同証言者となった。同 時に鉱山会議所は、鉱山を往復する輸送にかかる費用とパスポートと報酬 としてポルトガル人に15シリングの手数料と支払うことを保証するとと もに、すべての移民労働者は、ロレンソ・マルケスからトランスヴァール に隣接する町のレサノ・ガルシアまでポルトガルの敷設した鉄道で輸送することに同意した。これらの取り決めは、ポルトガル人によって暫定的であるとされた。この「1893 年労働協定」の意義は、「労働募集の分野で鉱山会議所とポルトガル政府ならびにトランスヴァール政府の間の協力の基礎を築いたことにあった」³⁷⁾。

- (6) 1895年1月にラント金鉱山で働くアフリカ人労働者の数は、1892 年の2万5.800人から1万3.200に増えて4万人に達していた。だが、 1893 年頃に開発が始められた深層鉱山操業の開始の見通しによって, 1895 年末には6万人を下らぬ労働者が必要とされると見込まれた。しかし、よ り大量の労働者の流れの必要を明白にしたのは、深層鉱山の必要だけでな かった。1894年10月にポルトガル人がデラゴア湾の後背地である南部モ ザンビーク, いわゆる東海岸に実効支配を拡大しようとしたとき, ルソ= ガザ戦争 (Luso-Gaza War) が起きた。戦闘は激しくなって、1895 年 4 月半 ばには冬の労働者の脱出にも増してガザ同盟で戦って家族を保護しようと する労働者が多くなり、毎日150人以上のシャガーンの人びとが鉱山を去 った。9月には、ガザ国王、ガンガンハナに属する武装集団によって、外 国に働きに出ようとする男たちは完全に妨げられた。こうして、モザンビ ークからの労働者の供給は完全に干上がり,鉱山は経験を積んだ地下労働 者の深刻な不足に悩まされるにいたった。ガンガンハナは、9月に敗北す るが、ラント鉱山のアフリカ人労働者不足は1895年末のジェイムスン襲 撃の際の労働者の逃亡によって頂点に達した。ジェイムスン襲撃は、鉱山 の大立者が鉱業資本の必要を支持する政府を樹立することによって、アフ リカ人労働者の供給不足など障害を除去しようとする試みであった³⁸⁾。
- (7) この間,1895年9月にアフリカ人労働者の不足に悩むラント金鉱業に,もう1つの深刻な経済的困難が加わった。1894年半ばから続いていた金鉱株市場ブームの崩壊である。そのために,深層鉱山開発に必要な資本入手が特別に困難となり、土地価格は暴落し、政府歳入が脅かされた。

— 57 —

10月、トランスヴァール政府は、産業パス法をラントとドゥ・カープ金鉱地のために制定した。この法律は、鉱山会議所によって起草され、沢山の金鉱山会社に多大な損失を引き起こしていたアフリカ人労働者の逃亡を阻止し、アフリカ人労働者を輸入するのに必要な支出を負う準備のある会社にたいして法的安全を提供することを目的としていた³⁹⁾ ——この法律は結局わずか1年後に実行される——。トランスヴァール政府は、アフリカ人労働者不足による金鉱山の操業の縮小あるいは鉱山の閉鎖が自己にとって何を意味するか——歳入減——を十分に承知していた⁴⁰⁾。

このように、ハリースは、アフリカ人労働者を確保しようとするラント金鉱山会社と鉱山会議所の努力にもかかわらず、トランスヴァール政府はそのための協力に消極的であったことを強調する。彼は、「鉱山にたいする政府の援助は、産業パス法の通過に限られていた」と述べる⁴¹⁾。トランスヴァール政府は、公収入が外国アフリカ人のやってくる道の駅や宿泊所、あるいはコンパウンドの建設、警戒のための警官の増員に支出されることを嫌ったし、彼らが永住して危険なプロレタリアートになることに用心し、また、帰国したとしても、国からカネを持ち出すことを嫌がった⁴²⁾。

このトランスヴァール政府の態度に決定的な変化をもたらしたのは、ジェイムスン襲撃とポルトガル人による東海岸の征服であったとハリースは強調する。彼は、1994年に出版したモザンビークの出稼ぎ労働者と南アとの関係にかんするより包括的な研究書、『仕事、文化、およびアイデンティティ:モザンビークの出稼ぎ労働者と南ア、1860年頃から1910年まで』の第5章「初期のウィットワータースラント」において、次のように述べている。「クルーガー政府を推進して鉱山所有者の側に立って労働市場に活発に干渉させるには、2つの主要な出来事が必要だった。1つはジェイムスン襲撃であり、それはまさにブール人の支配の基礎を脅かした。他の1つは、ポルトガル人による南部モザンビークの征服であった。ウィ

ットワータースラントはその地域から大多数の労働者を引き寄せていた」⁽⁴³⁾。まことに、ジェイムスン襲撃は金鉱業の労働問題にたいするトランスヴァール政府のアプローチの分水嶺であり、ポルトガル人の南部モザンビーク征服は、モザンビーク政府に現地住民支配を拡大して労働移民に強い支配を行使する権力を与えたというのである⁽⁴⁴⁾。

トランスヴァール政府を転覆しようとするジェイムスン襲撃は、1896年1月2日のジェイムスン部隊の降伏と1月9日のヨハネスブルグの完全武装解除によって終息するが、ラント金鉱業のアフリカ人労働者不足の解決に向けての動きは迅速だった。ハリースは次のように述べる。ジェイムスン襲撃のわずか3週間後、トランスヴァール政府は公報に1つの公布を掲載し、「能力の許すかぎり公開掘削地にたいして原住民労働供給を容易にする一切の援助を提供する用意がある」と宣言し、その1週間後には原住民委員に回状をまわし、労働供給に尽力するよう指示した450。この直後から1897年11月まで、トランスヴァール政府はラント金鉱業の意見を聞き、モザンビーク政府と交渉をもち、アフリカ人労働者の確保と賃金の引き下げに協力していくが、その過程についてのハリースの論述を、年代記的に整理すると次のようになる。

(1) ジェイムスン部隊が降服してちょうど1月後の2月2日,早くもトランスヴァール政府はモザンビーク政府との間に労働者供給をめぐる協議を開いた。トランスヴァールのクルーガー大統領は、ポルトガル領事に労働協定の必要はジェイムスン襲撃で頂点に達したアイットランダーとの意見の相違の大きな原因の1つをなくしたい気持ちから生じたと説明したが、同時に労働問題でアイットランダーに譲ることによってラント金鉱業の2つの重要な要求――鉄道運賃の引き下げとダイナマイト独占の廃止――を回避しようと目論んでいた。先に述べた1893年暫定協定が協議の基礎となった。トランスヴァール政府は、1870年以来モザンビークからナタールとレユニオンへの労働移民を支配していたポルトガルの法律を受

— 59 —

け容れることに同意し、さらに、ヨハネスブルグに1人の官吏を指名する ことを認めた。彼の役割は、モザンビークからきた労働者を統制し、税を かけ、密出国を防止することであった。4月21日、協定の種々の条項が 口頭で合意された。しかし、手数料の問題が論じられたとき、南部モザン ビークを征服したポルトガル人の地位の強化が明白となった。5月13日. 彼らは、労働契約の価格を22シリング6ペンスに決め、募集員の年間ラ イセンス料として 111 ポンドを要求した。労働契約価格は、海路ナタール に赴く移民の1877年当初の手数料、26シリングより3シリング6ペンス 少なかったけれども、1893年協定よりも7シリング2ペンス多かった。 この高い手数料は、ラント鉱業界に非常な驚きをもたらした。なぜなら、 この金融的投資は、労働者が厳格な産業パス法によって雇用を放棄するの を防止できるときにのみ守ることが可能であったからである。しかし、ト ランスヴァール政府は、労働者の逃亡防止を保証することを拒絶し、また、 ラントで労働者を統制し税をかけることによって密出国移民を終わらせる 用意もなかった。ここに1896年8月、両政府の協議は最終的に失敗し t^{26} .

(2) 鉱山会議所は、ポルトガル人と協定に達することを望んでいたが、原住民労働局は、資金難のため、解体過程にあった。鉱山会議所のメンバーと、ジェイムスン襲撃のために鉱山会議所を離れた鉱業商会が結成していた鉱山協会とが、新しい労働エイジェンシーを設立する話も浮上していたが、会議所は、原住民労働局が弱体化する中で、モノプソニックな労働募集組織を設立する努力を放棄していた。しかし、トランスヴァール政府とモザンビーク政府の協議の失敗は、原住民労働局の運命を一変させた。ポルトガル人は、鉱山会議所に期待し、民間協定を求めた。1896年9月、原住民労働局は、モザンビークのどこにでも保護所を設け、労働者を募集する権利が与えられた。さらに、もっと重要なことに、協定は、鉱山会議所とロレンソ・マルケスの総督の許可のない募集員の活動を禁じ、会議所

に関係しない労働募集員の逮捕を始めた。ここに、鉱山会議所の労働モニプソニーが成立し、会議所に属しない鉱業商会、鉱山会社を脅かした。このモノプソニーの成立後、鉱山会議所と鉱山協会の統合が計られ、ついでこの再建鉱山会議所によってモザンビークでの労働募集を一元的におこなう原住民労働供給協会 (Native Labour Supply Association) が結成され、ロビンスン・グループを除くすべての鉱山会社が加盟した⁴⁷⁾。

- (3) トランスヴァール政府は、モザンビーク政府との協議を続ける一方、ラント金鉱業の要請を受けて同時に他の分野での鉱業の障害の除去に取り組んでいた。モザンビークでの労働者募集方法は改善されたが、鉱山からの労働者の逃亡の問題は解決されないままであり、募集に投じられた資本の75%が鉱山に損失を引き起こす事態であった。政府は前年10月に制定された産業パス法を5月に実施に移し、また12月に強化した。鉱山の労働不足は、アフリカ人労働者にたいする無制限な酒類の販売によって悪化していた。広範な泥酔が15-20%の欠勤率を引き起こしていた。政府は金鉱業の要請を受け、8月、アフリカ人への酒類販売を禁止するリカー法を通過させ——翌1897年1月1日から施行——、泥酔を一掃しようとした。さらに、日曜労働日を設け、労働者の5%が日曜日に働くことを許した480。
- (4) 鉱山会議所は、国家からの支持とトランスヴァール政府の原住民委員の庇護の下にやってくる活発な労働供給をえて10月に賃金切り下げを実施した。しかし、労働協定によって、金鉱業は、モザンビークのポルトガル人に労働者1人当り「パスポート」手数料27シリング6ペンスの他、募集、食料、輸送料を支払わなければならなかった。それらを加えると、合計は実に70シリングにも達した。その上、1通の募集ライセンスに年間225ポンドを支払わなければならなかった。こうして、賃金カットで得たものをポルトガル人との労働協定によって失った。しかも、年末には、賃金カットは労働不足のために崩壊し、いくつかの鉱山は再び閉鎖の

— 61 —

危機に直面する有様であった49)。

- (5) ポルトガル人が南部モザンビークを支配したので、1897年前半にはそこでの出稼ぎ労働者の労働環境は根本的変化を遂げていた。第1に、スターリング・ポンドで支払われるべき重い小屋税が課され、さらには土地譲渡が許され、農村の生産基盤は掘り崩された。第2に、労働者募集員と出稼ぎ労働者の間を取り持ち、募集員たちを互いに競わせて部族員の鉱山賃金を維持していた酋長が排除された。第3に、故郷にとどまる男たちにチバロと呼ばれる強制労働が課された。1897年3月、ガザランドと北部デラゴア湾後背地の人びとが反乱に突入し、先のルソ=ガザ戦争とは逆にラントへの移民の波を惹き起こした。ラント金鉱業は、同年4月未曾有の過剰労働を経験していた。金鉱業はこの好機を捉え、同年6月に30%のアフリカ人労働者賃金の引き下げを実施した。この引き下げは画期的となり、彼らの賃金が名目でこの時の水準を越えるのは50年後、実質で越えるのは1970年代半ばになってからであった500。
- (6) 1897年11月1日,トランスヴァール政府とモザンビーク政府との間にラントで働くモザンビーク人の「移民」協定が成立した――モザンビーク側での協定内容=規制は、11月25日の布告109によって法律となる⁵¹⁾――。この協定の内容は、次のようであった。①「原住民の誠実な雇用者である商会と団体」を代表するものにのみトランスヴァール原住民監督官による推薦状があたえられ、独立募集員を除去することによって競争的募集を最小限にする。同時に募集員のライセンス料は、年200ポンドに引き下げられ、労働者の「パスポート」は、既存の手数料から1ポンド引き下げられられて、7シリング6ペンスとする⁵²⁾。②ラントに着いた労働者は、パスポートを持ってラントのモザンビーク原住民保護者の許に赴く。原住民保護者は、契約の成立を保証し、労働者から不満を受け付け、地区管理者をとおして労働者の足跡を記録し、貯金を故郷に送る。一方、労働者は、原住民保護者に2シリング2ペンスの登録料と契約終了の際の

10 シリングの保証料を支払う⁵³⁾。かくして、労働募集のコストの主要部分が合法的に鉱業会社から労働者に移され、また労働者は、パスポート、登録、保証およびパス手数料の支払いによってこのシステムそのものの再生産費をも負担した。そして、このシステムは、密出国移民と「逃亡」を防止し、公開市場でより高い値を付ける者に労働を売ることを制限した⁵⁴⁾。ハリースは、このシステムは、トランスヴァール共和国にわずか半ペニーの犠牲も要求しないものであったが、その影響は甚大であったことを強調する。第1に、この協定は、ラント金鉱業とポルトガル本国の利益のために、モザンビーク経済の草の根の発展が犠牲にされ、それ故、モザンビーク人の利益が踏みにじられた。第2に、原住民労働供給協会は、モザンビーク労働者を過剰に供給し、その結果、アフリカ人労働者の賃金カットを導入することを許したと⁵⁵⁾。

ハリースは、1897年に実施された一般的賃金29%のカットは、翌年鉱山労働者が21%増大するなか成功裡に維持され、この低賃金労働体制は南ア労働史におけるアフリカ人低賃金体制の始まりを期したと述べる。そして、この体制は、ポルトガルによる南部モザンビークの征服とトランスヴァール政府とモザンビーク政府の協定の成立によって初めて可能であったことを強調する56)。

以上の分析に立ってハリースは、鉱山のための国家の労働市場への干渉、鉱山に低賃金労働システムを創造するなかでの国家と資本の協力は、戦後のイギリス統治に始まらないと述べ、南ア戦争の原因をラント金鉱業によるアフリカ人労働者確保にたいするトランスヴァール政府の非協力に求めるホブスン・テーゼならびにその継承者を批判するのである。すなわち、彼は次のように主張する。「クルーガー政府は、鉱山の過度に急速な発展を許さなかったけれども、鉱山所有者が規則的な労働供給を追い求めるのを援助する非常に立派な物質的理由を有していた。……労働供給を確保する上でのこの政府の援助のゆえに、鉱業資本家は、イギリス帝国主義者と

-63 -

共謀して破壊的戦争を引き起こす理由は全然なかった。……いわんやそれは、開戦の口実とはなりえなかった」⁵⁷⁾。

ハリースの以上の分析と結論は、南ア戦争の原因を政治的要因=南アに おけるイギリス最高権の維持に求める多くの研究者から替同をえた。

現在、ホブスン・テーゼを一番強く批判しているアイエイン・スミスは、 1990年の論考「南ア戦争(1899-1902年)の起源:1つの再評価|におい て、「もっとも最近の研究において、(シュラ・)マークスはなお『この戦 争は、鉱山のために安い十分な適切な労働源を確保するために行われてい る』というホブスンの『洞察』を払拭することを拒絶している。就中、ア ラン・ジーブズとパトリック・ハリースによって提出された。そうでない との証拠の増大にもかかわらずである | と指摘し $^{58)}$. その 10 年後にも. 「クルーガー政府は、この件(=ラント金鉱業におけるアフリカ人労働者不足) にかんし『まったく頑固』であったどころか、1899年以前にそれを克服 しようとする金鉱業を助ける方向に実際相当に進んでいたのである | と述 べる $^{59)}$ 。エレーヌ・カッツは、1996年、ハリースの研究に立って、ジェ イムスン襲撃後におけるトランスヴァール政府のラント金鉱業への協力を 強調する。「鉱山会議所によって考案され、そのままの形で法律となった 複雑なパス法が官報に掲載され、1896年1月1日から効力を発した。鉱 山へのモザンビーク労働者の流れを容易にし、規則的にするために、トラ ンスヴァール政府とポルトガルの間に条約が協議中であった。パス法とポ ルトガルとの条約が促進する黒人賃金の引き下げもまた近い将来に可能で あった。アフリカ人賃金の3分の1の引き下げは1897年から実施された。 それは相当営業コストを引き下げたが、付随する労働供給の減少を伴わな かった。実際、1899年のイギリス=ブール戦争の前夜、供給は初めて需 要を満たし、9万7,800人のアフリカ人鉱夫がいた $|^{60)}$ 。そして、 $A\cdot A\cdot$ モービーも、ハリースの主張を繰り返している。「ヨハネスブルグ革命の ショックは、政府を刺激して不熟練労働にかんしてより融和的な譲歩をな

さしめた。したがって、政府は、パス法の条件を厳しくし、アフリカ人へのアルコール販売を禁止した。もっと重要なことに、政府は、鉱山のために労働募集地域に官吏を派遣し、ことに 1897 年 11 月のモザンビークのポルトガル政府と労働規制に同意するのを助けた」⁶¹⁾。さらに、クリストファー・サウンダーズは、ホブスン・テーゼを念頭に置いて、「パトリック・ハリースが 1986 年に発表した鍵的論考は、クルーガー政府は、ジェイムスン襲撃後、その直接的結果として、重要な政策変更を実施したことを示した。襲撃がトランスヴァールにおける改革を導いた程度に応じて、それが戦争の可能性をより少なくしたと論じることさえできるだろう」と述べた⁶²⁾。

4. 南ア戦争勃発前 3-4 年間のラント金鉱業主たちの問題認識

前節で見たように、ハリースの主張は、南ア戦争の原因を政治的要因に 求めるほとんどの人から賛同を得た。それでは、ハリースによって「オー ソドキシィ」と呼ばれた人びとの主張には何の根拠もなかったのであろう か。1890年代のラント金鉱業、とくに南ア戦争勃発前3-4年間のラント 金鉱業の実態を外観し、鉱山会議所年次総会における執行委員会報告と議 長報告を振り返る中で、この問題を考えてみたい。この考察は、同時にハ リースの主張を位置づけることにもなるだろう。

第1表は、ラント金鉱地開発の年から南ア戦争が勃発の年までのラント 金鉱業の基本的指標を挙げている。これによって、南ア戦争勃発前3-4 年間におけるラント金鉱業の動向を見てみよう。

年初にジェイムスン襲撃を終息させ、ハリースによってトランスヴァール政府がトランスヴァール金鉱業のために改革に取り組んだとされる1896年を基準にしよう。まず粉砕鉱石量の動きを見ると、1897年には、1896年の1.33倍、1898年には、1.83倍、1899年には、9月までで1.60倍である。金生産量では、1897年1.35倍、1898年1.95倍、1899年では、

— 65 —

	(1)	(2)	(3)		(4)		(5)
年	粉砕鉱石量	粉砕鉱石品位	生産		粉砕鉱石トン当り		配当金
	(tons)	(dwt/ton)	量 (oz)	金額 (£)	収入 (s/d)	コスト (s/d) ¹⁾	(£)
1887年	25,000	_	19,079	81,045	_	_	12,976
1888年	250,000	_	171,789	729,715	_	_	109,050
1889年	575,000	16.20	306, 166	1,300,514	_	_	430,666
1890年	702,825	11.63	408, 569	1,735,491	49/4	42/1.5	254,551
1981年	1, 175, 465	10.24	601,810	2,556,328	43/5	37/10	334,698
1892年	1,921,260	10.53	1,011,743	4,297,610	44/7.25	35/6	879,320
1893年	2, 215, 413	11.02	1,221,171	5, 187, 206	47/0	38/4	955, 358
1894年	2,830,885	11.60	1,639,264	6,963,100	49/2	38/4	1,527,284
1895年	3, 456, 575	10.70	1,845,890	7,840,779	45/4	33/5	2,046,852
1896年	4,011,697	9.23	1.851.430	7,864,341	39/3	31/7	1,513,682
1897年	5, 325, 355	9.36	2,491,613	10,583,616	39/7	29/6	2,707,181
1898年	7,331,446	9.86	3,614,385	15, 141, 376	41/3	28/0	4,848,238
1899年2)	6,639,355	10.64	3,599,945	15,089,561	42/3	_	2,946,358

第1表 ラント金鉱業基本指標(1886-1899年)

9月までで1.94倍である。南ア戦争が勃発しなければ、1899年には、粉砕鉱石量は1896年の2,2倍、金生産量では2.5倍となっていたことはほとんど疑いない。株主に渡される配当の増大は著しく、1897年には1.8倍、1898年には実に3.2倍となっている。まことに順調かつ著しい成果、いや驚異的業績と言わねばならないだろう。その要因は、何よりも深層金鉱山の拡大、さらには、それを可能にした増大するアフリカ人労働者の順調な確保にあったことは明らかである。そして、粉砕鉱石トン当りコストが低下していることは、アフリカ人労働者の賃金を引き下げられたことを予想させるのである。

第2表は、1890年頃から南ア戦争直後までの期間のラント金鉱業のア

[[]出所] (1) 粉砕鉱石量, (4) 粉砕鉱石トン当り収入, コスト, (5) 配当金は, Hennen Jennings, The Gold Industry and Gold Standard, (reprint), New Delhi, Isha Books, 2013, p, 8. (2) 鉱石 品位, (3) 生産・量・金額は, L.V. Praagh ed., The Transvaal and its Mines, London and Johannesburg, Praagh and Llyod, 1906, p. 566.

[[]註] 1) (4) 粉砕鉱石トン当りコストは、生産額(収入額)から配当金を差し引き、粉砕鉱石量で除して算出されている。当時、正確なコスト数値は得られなかったので、このように算出された「コスト」が、経営指針ための1つの目安として通常もちいられた。

^{2) 1899}年1-9月の9ヵ月。

フリカ人労働者数と賃金を示している。この原表は、南ア戦争直後、イギリス政府のトランスヴァール統治政策策定資料の一環として鉱山会議所によって作成されたもので、鉱山会議所 1903 年年次報告書(1904 年刊)と 1904 年に公刊されたイギリス政府のトランスヴァール労働委員会報告書:証言録に収録されている。管見のかぎり、この表は、ドーンルド・デヌーン『1 つの壮大な幻想:再建期 1900-05 年の期間におけるトランスヴァール植民地にたいする帝国政策の失敗』において言及されている⁶³⁾だけで、先に述べたリチャードスンやファン・ヘルテン、ジーブズによっても取り上げられていない。しかし、露頭鉱脈の酸化鉱石から硫化鉱石への変化がラント金鉱業に不況をもたらした 1889 年から、南ア戦争直後のアフリカ人労働者不足の中で中国人労働者の輸入を検討するまでの約 15年間における、ラント金鉱業の年平均アフリカ人労働者数とアフリカ人労働者平均賃金を示した貴重な資料と言える。

さて、ここでもまた 1896 年を基準にして、労働者数と賃金の動向を見て見たい。

労働者数 (年平均) を見ると、1896 年には7万人で、1890 年に比べると5万5千人増である。この期間6年間に平均でおよそ年9千人ずつ増大していたことになる。1899年には、9万6,700人であるから、この3年間には2万6,700人増えた。しかし、1896年と1897年は7万人の同数であるから、この2万6千人の増加は1898年と1899年の2年間の増加による。すなわち、1898年には実に1万8,627人、1899年には8,027人の増である。前以て言えば、この2年間のアフリカ人労働者の増大が、引き下げた労賃の維持に大きく関係する。

それでは、アフリカ人労働者の賃金動向はどうであろうか。

1896 年の平均賃金 60 シリング 10 ペンスは,露頭鉱脈が硫化鉱石に変化する以前の 1889 年の 60 シリング,それぞれ好況と労働力不足を反映する 1894 年の 61 シリング 1 ペンスと 1895 年の 63 シリング 10 ペンスと相

— 67 —

成城 · 経済研究 第 218 号 (2017 年 12 月)

第2表 ラント金鉱業のアフリカ人労働者雇用者数と賃金 (1889-1903年)

年	原住民雇用者数	平均賃金率 s./d.	備考 (1)	備考 (2)
1889年	15,000~17,000	60/-	町で働く者も含む	
1890年	15,000	51/3	5カ月平均	10月に66会社の協定が成立し、8月の賃金率、63シリング1ペンスを引き下げる。
1890年	同 上	44/-		協定率に従って、12月、賃金率を約25%引き下げる。
1891年	14,000	48/8		
1892年	25,868	57/6		
1893年	29, 500	58/10		提案が鉱山支配人協会によって提出される。それは WNLAが運営されている方針に非常に似ていた。
1894年	40,888	61/1		
1895年	50, 648	63/6		この年の前半供給が需要を凌駕する。その年の終わりには労働不足が鋭くなる。開発は遅れ、砕鉱機は 遅滞する。
1896年	70,000	60/10		鉱山会議所の執行委員と鉱山支配人協会は、賃金支払い率の引き下げを必要と考える。引き下げは10月に実施され、賃金は、最高1日3シリング、最低1シリング9ペンス。5%の労働者には特別賃金。この時、労働シフト時間の長さ、食料支給量が決められる。
1897年	70,000	48/7		3月,供給は需要を越える。鉱山会議所と鉱山支配 人協会は、賃金を30%引き下げ、最高1日2シリン グ6ペンス、最小1シリング。特別率は7.5%に引 き上げられる。特別賃金表が発表される。
1898年	88,627	49/9		
1899年	96, 704	49/9	8月,53/9	ブール人体制の下で操業される鉱山は、暦月につき 1人20シリングが許可される。すなわち、1,000人 の原住民が雇用されれば、その賃金は1,000ポンド である。
1901年	18, 177	31/1	戦時中	月当り最大35シリング、最小30シリング、特別率 71/2%まで適用を決定。非生産鉱山の竪坑掘削 は、50シリング、生産鉱山は40シリング。パス、税、 旅行費用のカネ回収システムは廃止される。
1902年	42,587	33/-		
1903年	64.454	54/4	6月のみ	1903年1月, 1897年に確立された率が, パス等のために差し引くことのないことを除外して, 導入される。

[[]原註] 表はウィットワータースラントの金鉱山会社のみ。1897年までは、4週間。その後は、30日の完全 労働日。すべての場合に、賃金の上に、住居、食料、通院服薬および治療は会社によって無料で供給される。

[[]筆者註] 上記原註から分かるように、1897 年までの1月4週間を基準にすると、1898 年以降は5週間に当たる。したがって、1897 年以後の月賃金をそれ以前の基準で計算すると、1898 年と1899 年は39/9.6、1899 年8月は43/-、1901 年は25/8、1902 年は26/4.8、1903 年は43/11 となる。

[[]出所] Chamber of Mines, Annual Report for the Year 1903, 1904, p.xlvii./ Command Paper [Cd. 1897] Report of the Transvaal Labour Commission: Minutes of Proceedings and Evidence, HMSO, 1904, p.i.

並ぶ最高水準にあった。しかし、1896年10月と1897年6月の賃金引き下げによって、翌1897年には48シリング7ペンスに低下した。第2表では、1898年と1899年には回復し、ともに49シリング9ペンスになったように見えるが、本表[原注]に従えば、その見方は間違っていることがわかる。1897年以前は、1月間は4週間を表し、1898年以降は、実労働日30日を表す。実労働日30日とは、1週6労働日とすれば、ちょうど5週間になる。したがって、1898年以降の賃金をそれ以前の賃金と比較できるようにするためには、前者を4/5倍しなければならない。それに従って計算すれば、1898年と1899年とは、49シリング9ペンスでなく、39シリング9.6ペンスとなる。それゆえ、1898年と1899年の平均賃金は、1897年のそれに比して、20%の低下を見ているのである。

1898年と1899年のアフリカ人労働者の増大と賃金の低下は、1896年10月と翌1897年6月の鉱山会議所によるアフリカ人労働者賃金の引き下げとそれを保証する1897年11月のアフリカ人労働者にかんするトランスヴァール政府とモザンビーク政府の協定の成果と言えるだろう。したがって、この事実は、ハリースの主張を「もっとも重要で困難な問題」⁶⁴⁾、すなわち、労働者の確保と低賃金の実現という2つの側面から裏付けているとも言える。しかし、ラント金鉱業のトランスヴァール政府への政策要求は、この2つの問題にとどまらなかった。

それでは、ラント金鉱業はどのような問題をかかえていただろうか。

この解答は、トランスヴァール政府が 1897 年 4 月に設置した産業調査委員会の報告書⁶⁵⁾ から見て取ることができる。この委員会は、クルーガー政府によって、ジェイムスン襲撃後のラント金鉱業が述べる不満にどの程度の根拠があるか調査するために設置されたものである。調査委員会は、ラント金鉱業主、取締役、鉱山技師、鉱山支配人などから証言を聞き、報告書を作成し、1897 年 8 月 6 日に発表した。この報告書について、時の南ア高等弁務官でケープ植民地総督のアルフレッド・ミルナーは、8 月 12

— 69 —

日、プレトリアのイギリス領事コニンガム・グリーンに書いた。「……私 は丁度鉱業委員会の報告書を読んでいるところだ。私は、それが驚くべき 文書だと考えていると言わねばならない。同委員会が鉱業の行なう一切の 主要な告発にたいして、実際に『証明された』告発であるとする答申を与 えることが起こりうるとは、私には全然思い浮かばなかった。もちろんそ れにたいして政府が何をするか見守ることが残っている $|^{66}$ 。1898年1月 に開催された鉱山会議所年次総会で、会長のルーリオは、この報告書とそ の結果について次のように述べた。「……1897年初めに政府は自らの判断 で委員会を任命し、本鉱業にかかわる状況を調査し、その発展を妨げてき たし妨げている問題にかんして報告書を提供し、このような問題の改善と 改良に貢献する勧告をさせた……。……この報告書が公刊されたとき. ……それを満足の意をもって歓迎した。なぜなら、それはわれわれが求め たすべてを大いに満たしていたからである。……しかしわれわれは直ぐに 失望する運命にあった。この報告書は国民議会に付託された。それは取る に足りない引き下げを勧告しただけであった [67]。 ミルナーを驚かせ、鉱 山会議所会長に期待を抱かせたあと幻滅を味わわせたこの報告書の政府へ の勧告の主要なものを挙げると次のようであった。①ダイナマイト価格は. コンセッション政策のために高くなっている。これは引き下げることが望 ましい68。②オランダ=南ア鉄道会社の石炭とその他の物品の運賃は高す ぎる。引き下げるべきである⁶⁹⁾。③必需品、ことに食料品にたいする関税 は高すぎる 70 。④金の窃盗を防止しなければならない 71 。⑤原住民へのリ カー販売を完全に禁止する緊急強制措置が採られるべきである720。⑥パス 法を修正し、もっとよく管理すべきである⁷³⁾。

ここに、パス法、リカー問題などアフリカ人労働者に直接関係する問題 だけでなく、ダイナマイト、鉄道運賃、関税など、金生産コストに大きく かかわる問題が存在することが確認できるであろう。 パトリック・ハリースの南ア戦争の原因にかんする「ホブスン・テーゼ | 批判について

それではラント金鉱業主たちは、ジェイムスン襲撃以後これらの問題にかんしてどのように考えていただろうか。1895-99年について、鉱山会議所年次総会で発表される執行委員会報告と議長報告によって、産業パス法、リカー法、ダイナマイトならびに鉄道運賃の問題を順次見ていきたい。年次総会は、年初に開催され、前年の活動総括の報告と討論が中心であった。年次報告書の名称は、活動した年が記されるが、年次総会の名称は、開催年をとって呼ぶことにする。例えば、1899年1月26日開催の総会で1898年の活動を報告・討論したものをまとめた報告書は、1898年年次報告書と呼ばれるが、この時の総会の名称は1899年年次総会と呼びたい。結論を前以て言えば、ラント金鉱業主たちは、トランスヴァール政府のダイナマイトと鉄道運賃の施策に批判的であったばかりでなく、産業パス法とリカー法の管理に強い不満を持っていた。

【産業パス法】

多額のカネを費やしてラントに連れてきたにもかかわらず、多くの原住 民が就職後1週間も経たないうちに逃亡してしまうという事態が、1895 年までの鉱山会社の1つの大きな悩みの種であった。

[1896年年次総会執行委員会報告]

原住民の労働契約の遂行を強制するいかなる法律もないので、鉱山会社は労働者の逃亡という特別な困難に直面している。この困難に対処するため、鉱山会議所はパス規制を起草し、政府に渡した。その規制は、個人識別 (identification) の確保、前雇用者からの解放を証明することのできないボーイ――アフリカ人労働者は一般にこう呼ばれていた (筆者) ――を雇うことの防止、遠方の労働者を得るのに負担した支出の恩恵を刈り取る保証を規定していた。このパス法は、10月3日国民議会を通過し、12月8日、ラントとドゥ・カープの両金鉱地がその規制下に入ることが宣言され、翌年1月1日から施行されるとされた740。

— 71 —

[1897年年次総会執行委員会報告]

パス法の目的は、逃亡を最小にすることである。しかし、ラントと、ボ クスブルグおよびクルーガースドープの諸地区は連続する鉱地を形成して いるにもかかわらず、中央部分のラントが規制下にあるだけであったから、 逃亡は以前と同じように容易となっていた。会議所は、残る2つの地区を も宣言する必要を政府に強調し、これは実行された。パス法施行の第2の 問題点は、執行する局が不適切で弱体であったことである。この点を度外 視しても、同法は、重大な弱点があった。パスを所持しない者――アフリ カ人労働者は、鉱業地区で、旅行パスか、職探しに当局から旅行パスと引 き換えにもらう地区パスと上着につける金属パッチか、 職が決まった後、 地区パスと交換にもらう雇用パスのいずれかを所持していなければならな かった (筆者) ――は、最初の違反では 10 シリングを越えない科料か重 労働とムチ打ちを伴う2週間の禁固を規定されていた。多くのボーイが逮 捕され、科料が科された。しかし、この科料は、ボーイを鉱山会社に斡旋 する勧誘員によって支払われた。労働供給にたいする大きなプレミアムが 生じていたからである。それぞれの鉱山会社自体が他の鉱山会社の労働供 給媒体となっていた。12月23日、鉱山会議所の要望に基づいて、政府は、 逃亡にたいしてより重い罰則を発表した。すなわち、罰金はいまや最大で、 初犯3ポンド、再犯5ポンドとなり、それに代わる禁固期間もそれに応じ て長くされた⁷⁵⁾。

[1898 年年次総会執行委員会報告]

深刻な問題は、この法律が意図された目的に応えることに失敗したことである。実際この法律は、内在的欠陥からでなく、効力のない管理によってほとんど機能しなかった。会議所は、パス局のスタッフの強化、統制の中央集権化、特別警察の指名を立法府にもとめ、さらに、この法律とその他の法律を管理するために官吏と鉱業ならびに商業の代表者によって構成される地方政府委員会 (Local Government Board) の設置を提案した⁷⁶⁾。

— 72 —

パトリック・ハリースの南ア戦争の原因にかんする「ホブスン・テーゼ」批判について

[1898 年年次総会議長 (ルーリオ会長) 報告]

パス法は、労働に影響する法律の中で、もっとも重要なものの1つである。しかし、この法律は原住民によって簡単に破られている。その理由の1つは、法律を管理する職員が不適切であることである。多数の労働者を登録し監督するためには、大量の労働が必要である。昨年の末に、東海岸からの労働の輸入にかんするポルトガルの規制とトランスヴァールの規制が発表され、それには一定のパス手数料の引き下げも含まれた。1896年の賃金引き下げに続いて、1897年にも30%の引き下げが実現された。昨年の顕著な営業コストの低下は、この引き下げに帰される770。

[1899年年次総会執行委員会報告]

昨年の逃亡総数は1ヶ月5千人を越えていた。地方委員会 (Local Board) が指名されれば、現在経験しているほとんどの諸困難は除かれるであろう $^{78)}$ 。

【リカー法】

ラントにおいて、アルコールは当初アフリカ人労働者を確保・統制する 手段であった。しかし、1894-95年には、事態は変化していた。アルコールは、ラント金鉱業の発展を阻害する要因に転じていた。

[1896年年次総会執行委員会報告]

ある一定比率の原住民が絶えず酔っていて労働不能となり、鉱山会社は 非常な迷惑と損失を被っている。そればかりでなく、泥酔による乱痴気騒 ぎから生じる対立グループ闘争と2日酔いのせいから起きる鉱山の事故で、 多数の死者が出ている。リカー法が適切に強制されているならば、現在の 多くの害悪は防止できただろう。主要な原因の1つは、余りに多くカンティーンがあり、余りに警官が少なく、それ故、効果的な監督が不可能であ ることである。さらに、大規模な不法リカー取引も存在する。悪質なリカーが鉱山に沿って売られている。その多くはデラゴア湾から持ち込まれ たものだ。それ故、各会社に認可局にたいして必要な反対手段を採るよう

— 73 —

促した⁷⁹⁾。

[1897年年次総会執行委員会報告]

鉱山会議所から国民議会に、原住民労働者のリカー取引の害悪を提起し、その救済を求めた覚書が提出された。また、原住民へのリカー販売の完全禁止 (total prohibition) を促す決議が国民議会メンバーに手渡された。その結果、リカー法が成立し、ほとんどの鉱地での原住民労働者にたいするいかなる種類のリカー販売も完全に禁止された800。

[1898 年年次総会執行委員会報告]

リカー法は、1897年1月1日から有効となった。年初に著しい改善が見られた。泥酔はやみ、原住民労働者の労働効率は増大したとの報告がとどいた。しかし、それはつかの間であった。1月の終わりには、密輸入と不法取引がヨハネスブルグを中心にひろく広がった。雇用された原住民労働者の20-30%が絶えず酔っ払って労働不能に陥っていると推計されている。ある会社では、300 人、あるいはボーイの半分以上が特定の日に酩酊状態であると報告された。パス法の場合と同じく、リカー法は良い法律であるが、ひどい、非効率な管理の例である。不法リカー取引を取り締まるために、特別刑事団 (a special detective force) をヨハネスブルグに設置すべきだと政府委員会に要請した81)。

[1898 年年次総会議長 (ルーリオ会長) 報告]

労働不足の主要な理由は、リカーの害悪である。推計では、労働者の20%から30%が絶えず泥酔で労働不能状態にある。この国の立法府は、原住民へのリカー販売を禁止し、その違反には厳しい罰則を課す法律を通過させ、われわれを助ける試みをしてきた。しかし、これらの善き意図は法律の悪い管理によって絶対的に無効にされた。この取引を遂行するためにいくつもの強力な結合体が結成されている820。

[1899年年次総会執行委員会報告]

リカー法が施行されてからたった1年しか経たないのに、昨年(1898年)

1月、国民議会の2月特別会期においてその法律の廃止の問題と鉱業地区 はリカー取引に開放されるのが望ましいとの提案が提起されることを会議 所は知らされた。法律をそのまま維持してほしいという嘆願書が直ちに政 府に提出され、この問題は議会に上程されなかった。しかし法務長官は、 ゴセンブルグ・システム (Gothenburg system) ——19世紀 50 年台半ば、ス ウェーデンのゴセンブルグ市で、アルコールの消費を抑えるため、家庭で の蒸留を禁止し、リカーの小売販売をトラストと呼ばれる1社に限定し、 パブと販売を統制した制度。利益の5%が株主に分配され、残りの利益は 現地社会の福祉に使われる。1種の国家独占にもなりうる(筆者)――に もとづく計画を起草した。しかし、会議所は、完全禁止が緩められれば、 合法化されるものも出てきて、リカー売買を規制する仕事ははるかに大き くなると反対した。確かに不法販売は、大規模に遂行されているけれども、 完全禁止となって以来、状況が改善されたことに疑問の余地はない。手足 と財産を害し、時に生命の喪失に及んだ日曜日の規則的な出来事であった 対立グループの闘いはいまや珍しくなった。飲酒によって労働不能となる 原住民の割合もまた著しく減少した。おそらく完全禁止は成功だった。警 察の活動が活発で緊張感のあるものであると、もっと良い結果が得られる ことは確かなので、特別刑事との混成地方委員会の設置を提案した⁸³⁾。

[1899 年年次総会議長 (ルーリオ会長) 報告]

現行リカー法の適用は満足から程遠く、リカーは膨大に売られているし、当局は、不法取引に効果的に対処できていないように見える。「われわれはすべて、リカー・ギャングの組織を知っている。われわれは、彼らが不幸にして所有する莫大な極悪な影響力と自由にする巨額の資金を知っている。またわれわれは、彼らが稼ぐ途方もない利潤を知っている。……われわれが、そのような強力な同盟と戦うのは困難である」⁸⁴⁾。

[1899年年次報告書]

1900年年次総会は戦争のために開催されなかった。したがって執行委

— 75 —

員会報告はなかった。だが、1899年年次報告書は出版され、その中に、 執行委員会の指示により、鉱山会議所秘書の A・R・ゴールドリングが 第1国民議会リカー委員会にリカー法の施行状況について報告した1899 年8月9日付けの覚書が掲載された。その覚書の要点は次のようであった。 ①原住民へのリカー供給禁止の導入以前には、鉱山に沿って泥酔者の数は 相当だった。暴力と騒動が土曜日の午後と日曜日にはびこっていた。②リ カー法導入以来、警察の弛みと怠慢による非効率な執行にもかかわらず、 安息日の状況ははるかに穏便となった。対立グループの闘いは実際的に止 んだ。③原住民の10-20%がなお泥酔による労働不能にあると推計され ている。それ故、適切な労働者供給を確保する困難は増大する。③鉱山会 議所は、現在のリカー法の禁止条項をそのまま維持することを要請する。 ④リカー法が効力を持って以来、リカー利害関係者の一定部門が、買収等々 の不正手段によって警察を腐敗させ、法律の執行を麻痺させるために全力 を挙げてきた。そして、今この瞬間にも禁止条項の廃止を確保し、原住民 の取引の復興をもたらすために最高度の努力が払われている。このこと自 体が、現在の法律の価値の最強の証言である⁸⁵⁾。

【ダイナマイト】

トランスヴァールの爆薬物コンセッション政策は、本来自国の爆薬物生産工場の育成を主眼としていたが、自国で必要とする爆薬物は、ほとんど輸入に依存していた。

[1896年年次総会執行委員会報告]

国家がエイジェントの諸権利を買い戻し、爆薬物の取引にかんする行動の自由を回復することが重要だ。独占は、爆薬物の質の悪化と国家の巨額の収入の損失と鉱業の負担増をきたしている⁸⁶⁾。

[1897年年次総会執行委員会報告]

1896年2月19日にダイナマイト爆発の大災害があった $^{87)}$ 。

[1898年年次総会執行委員会報告]

1897年2月、国民議会に爆薬物にかんするダイナマイト委員会が設置 された。鉱山会議所は直ぐに、ほとんどの高品位爆薬物の消費は年1万8 千ケースであり、関税がなければ、ケース当り45シリングでヨハネスブ ルグにもたらすことが可能だと委員会議長に伝えた。同委員会は、報告書 を2月22日に国民議会に提出した。その報告書には主要な結論として次 の4点が指摘されていた。①エイジェント(南ア爆薬物社——ノーベル社の 子会社(筆者)――によって代表される)は、決められた時間内に爆発物の製 造工場を確立するという政府との契約を履行することに失敗した。②国家 の費用で輸入される爆薬物は、ケース当り2ポンドの利潤が実現される。 そのうちエイジェントは35シリングをとり、国家は5シリングをとる。 ③1897年から1899年を含めた4年間に、委員会は少なくとも43万ケー スが輸入されると見込んでいる。もしそれが国家によって直接輸入される ならば、それは、国家を86万ポンド利することになるが、現行のままで あれば、国家は10万7.500ポンド得られるだけであり、その差額75万 2.500 ポンドは国家の損失となる。④爆薬物の生産がいくつかの物質(原 料)の輸入から自立する見通しはない。この委員会の報告書とそれに含ま れる勧告が国民議会において採択された。しかし、この事態のその後の処 理については、それ以上のことはなされなかった。

産業調査委員会が開かれている5月に、鉱山会議所は国民議会に覚書を提出した。それは、ダイナマイト委員会が到達した結論に言及し、エイジェントは政府の契約条件を完遂せず、国家独占は、それが作られた目的を実現することに完全に失敗する一方で、鉱山にはケース当り40シリングで得られるダイナマイトをケース当り85シリングも負担させ、政府はケース当り5シリングを受け取っているにすぎないと指摘した。

産業調査委員会も、ダイナマイトはケース当り 40 シリングでヨハネスブルグに置くことができるとの証言に満足し、政府への報告書の中で、ヨーローパで現在よりもはるかに低価格で当地に送ることができること、販

— 77 —

売されるケース当り 40-45 シリングの超過負担は、国家を益するのでなく、ヨーロッパに居住する個人に奉仕するだけであること、主要産業にたいする税の不正は明らかであることを主張し、直ちにエイジェントの権利を除去することを要求した。産業調査委員会報告書を受けて、国民議会に設置された委員会は、ケース当り 10 シリングの切り下げを勧告しただけであった 88 。

[1898 年年次総会議長 (ルーリオ会長) 報告]

ケース当り 10 シリングの引き下げのうち,5シリングは,国家が権利 放棄して負担し,エイジェントは半分の5シリングを失うにすぎない。エイジェントは,年々消費される20万ケースについて,少なくとも40万ポンドを鉱業から不当にむしり取っており,この利潤は本来であれば,鉱業会社の株主に属すべきものである,エイジェントは幸いにも,トランスヴァール国家大統領自身に強力な同盟者を見つけた89)。

[1899年年次総会執行委員会報告]

1898年5月1日、ヨハネスブルグでダイナマイト価格は、ケース当り 10シリング引き下げられて、75シリングとなった。引き下げられた 10シリングのうち、政府がロイヤルティの額、5シリングを寄与し、残りの5シリングはエイジェント会社が寄与した。だが、価格はなお法外であった。これは、デ・ビアス合同鉱山社の購入価格と比較するといっそう明らかとなる。同社は、南ア爆薬物社を支配するノーベル社と契約をむすび、植民地税、ケース当り 12シリング6ペンスを含んで、ケース当り 50シリングでダイナマイトを得ている。他方、ヨハネスブルグで輸入する爆薬物にかけられる植民地税は2シリング6ペンスである。したがって、キンバリーでノーベル社が獲得する純価格は、ケース当り 37シリング6ペンスであり、ラントで南ア爆薬物社が獲得する純価格は、ケース当り 72シリング6ペンスである。これはキンバリーでは自由取引がなされている結果であるが、デ・ビアス合同鉱山社が年間に購入する量は1万5千ケースであり、

パトリック・ハリースの南ア戦争の原因にかんする「ホブスン・テーゼ | 批判について

ラント金鉱業のそれが20万ケースであることを考えると、自由取引となれば、ラントでは、キンバリーよりももっと安く入手できても不思議でない。

国民議会会期の終了間際に、南ア爆薬物社から、再度の5シリングの価格引き下げの代償に、政府が会社の現在の契約満了以前に没収しなければ、もう15年間独占を延長するとの提案がなされた⁹⁰⁾。

[1899 年年次総会議長 (ルーリオ会長) 報告]

年25万ケースのダイナマイトの消費を考えると、政府は年6万2,500ポンドを放棄した。財政の逼迫が言われている中、歳入減を避けようとすると、その金額は他のところで補填せざるを得ず、それは単なる負担の移動にすぎない。それ故、真の引き下げは、南ア爆薬物社の譲歩した5シリングにすぎない。南ア爆薬物社の15年間延長案については、現契約終了時に、政府が他の工場の建設を許すか、輸入関税に服する条件で他の輸入を許可するか、まだ決められていない910。

【オランダ=南ア鉄道社問題】

[1896年年次総会執行委員会報告]

鉱山会議所はある炭鉱会社の要請を受け、石炭を運ぶ鉄道貨車をオランダー南ア鉄道社に貸与するようケープ政府鉄道に依頼した。オランダー南ア鉄道社には十分な貨車がなかった。ケープ政府鉄道の総支配人は、直ちに必要な数の貨車を貸与した⁹²⁾。

[1897年年次総会執行委員会報告]

会議所は、1896年3月、1893年以来要望していた石炭輸送の効率化を図るために循環線の敷設をトランスヴァール政府に要請した。7月には、鉱山会議所と袂を分かっていた鉱山協会も要請に加わった。政府は、この問題を国民議会に提出した。しかし、国民議会は、その線の建設を認めなかった。

その間5月、会議所は、貨車不足による石炭枯渇の金鉱山操業への支障

— 79 —

を訴えた。しかし、貨車は足りないままで、石炭不足に改善は見られなかった⁹³⁾。

[1898 年年次総会執行委員会報告]

鉱山会議所は、年初に設置した委員会をとおして、南アにおける種々の 鉄道会社の運賃率と利潤率を比較し、オランダ=南ア鉄道社の運賃は法外 に高いことを証明した。5月には会議所は、国民議会へ覚書を提出し、オ ランダ=南ア鉄道社の国有化を求めた。他方、政府によって4月に設置さ れた産業調査委員会は、8月に報告書で運賃の25%の引き下げを勧告し た。しかし、その後に設置された国民議会委員会は、10%の引き下げを 提案した。その年の暮、鉄道会社は、翌1898年1月1日から、石炭運賃 の20%引き下げと、とうもろこしと飼料の運賃の引き下げを表明した⁹⁴⁾。

[1898 年年次総会議長 (ルーリオ会長) 報告]

鉱山会社は石炭輸送で一定の節約をしたが、鉄道会社の膨大な利潤と課されている高い運賃を考えると、そのような引き下げは、バカバカしいほど小さく不十分である⁹⁵⁾。

[1899 年年次総会執行委員会報告]

年初にオランダ=南ア鉄道社によって石炭と物資にたいする運賃の引き下げが実行されたが、産業調査委員会が勧告したものよりもはるかに小さかった。鉄道が民間の手にあるかぎり、この事態は避けがたい。このため会議所は国民議会に、政府が鉄道会社との協定条項を利用して没収の意図のあることを知らせるよう指示すべきだとの嘆願書を提出した。石炭運賃はなお、鉱山にとって大きな負担となっている⁹⁶⁾。

[1899 年年次総会議長 (ルーリオ会長) 報告]

石炭輸送が 1898 年には前年より 34 万トン増加して 194 万トンになった。 鉄道運賃は、トランスヴァール内ではトン・マイル当り 2.08 ペンスであ るのに、ケープ植民地では 0.59 ペンス、ナタールでは 0.94 ペンスであり、 トランスヴァール内では近隣の植民地に比して 2 倍以上高い⁹⁷⁾。 パトリック・ハリースの南ア戦争の原因にかんする「ホブスン・テーゼ」批判について

以上,南ア戦争勃発前3-4年間のラント金鉱業の実態を外観し,産業パス法,リカー法,ダイナマイトならびに鉄道運賃の問題にかんする鉱山会議所年次総会での執行委員会報告と議長報告を見てきた。以下,「実態」と「報告」について、まとめをしておこう。

南ア戦争勃発前3-4年間のラント金鉱業の発展は驚異的なものであった。1896年に比して1898年には、粉砕鉱石量で1.8倍、金生産量で1.95倍であった。1899年10月11日に南ア戦争が勃発しなければ、1899年のラント金鉱業の粉砕鉱石量と金生産量は、1896年の2倍を越えていたことはほぼ確かである。

この驚異的発展にトランスヴァール政府がその一翼を担ったことは疑いない。1897年11月1日に結ばれたトランスヴァール政府とモザンビーク政府の労働移民にかんする協定は、ポルトガル人が支配するにいたった東海岸のモザンビーク人労働者の確保をラント金鉱業に保証し、1896年10月と1897年6月のアフリカ人労働者の賃金引き下げとその継続を可能にした。ラント金鉱業は、総じて低品位鉱業であり、ラント金鉱業を支配した10ばかりの鉱業金融商会は、いずれも限界的劣位鉱山をかかえていた。したがって、最大の費用項目をなしたアフリカ人労働者賃金に引き下げは、利潤の維持・拡大だけでなく、操業それ自体の維持・拡大に寄与した。

それでは、1895年 10 月に制定され、1896年 1 月 1 日から施行された $^{98)}$ 産業パス法と、1896年 8 月に制定され、1897年 1 月 1 日に施行されたリカー法の効力はどのようなものであったのであろうか。

産業パス法の目的は、相当の費用を支出して募集・採用したアフリカ人労働者の逃亡を防ぐことであった。しかし、例えば鉱山会議所執行委員会は 1899 年年次総会で、前年 (1898年) の逃亡総数は 1 ヶ月 5 千人を越えていると報告した。年に 6 万人である。第 2 表によれば、1898 年のアフリカ人雇用者数は 8 万 8,627 人であるから、実に 3 人のうち 2 人が逃亡経験者であることになる——逃亡者は必ずどこかの鉱山に職を見つけなけれ

-81 -

ばならない――。したがって、1898年年次総会で執行委員会が、「深刻な問題は、この法律が意図された目的に応えることに失敗したことである」と述べたのも、率直な指摘だった。

鉱業地区でアフリカ人労働者に酒を売ることを完全に禁止したリカー法の目的は、泥酔による労働不能状態と欠勤をなくし、対立グループの闘争と仕事の事故による死傷者の出ることを防止することであった。この法律が施行された1897年1月1日から約1月、鉱業地区での酩酊はなくなり、対立グループの戦いもやんだ。しかし、2月には、リカー法施行以前ほどでなくなったが、アフリカ人労働者の酩酊と欠勤は蘇った。

その主要な原因の1つは、不法リカー取引の発生であった。不法リカー 取引では、法外な儲けを獲得できた。1898年に刊行されたイギリス政府 刊行物、『南ア共和国の貿易、商業、および金鉱業にかんする報告書』は 不法に取引されるリカー価格について述べている。「主要なコストは、お よそガロン当り3シリング、あるいはボトル6ペンスである。トランスヴ ァールの輸入業者は、それを不法取引者にボトル当り2シリング6ペンス で売る。不法取引者は、アフリカ人労働者にボトル当り5シリングか6シ リングで売る」99)。不法リカー取引は、まことに法外な利益であった。輸 入業者は、モザンビークからのリカーを不法取引業者に原価の5倍で売り、 不法取引業者は、原住民に仕入れ価格の2倍強で売った。輸入業者の利潤 率は400%、不法取引者の利潤率は100%強であった。通常この不法取引 者は、2、3人、あるいは数人で結成するリカー・シンジケートであった。 この時期の不法リカー取引を研究したチャールズ・ファン・オンセレンは. この種の代表的シンジケートとして、フェインストン、レディカー、サッ ケ. シュロスベルグのシンジケートを挙げている。また、ネイサンスン、 ジェリフェ、フリードマンのシンジケートがそれぞれ、ボクスブルグ、ク ルーガースドープとラントフォンテイン、中央ヨハネスブルグを支配して いることを指摘している¹⁰⁰⁾。

パトリック・ハリースの南ア戦争の原因にかんする「ホブスン・テーゼ」批判について

不法リカー取引が猖獗をきわめた背景には、シンジケートによる大掛かりな警官の買収があった。これが、1898年年次総会で議長のルーリオ会長を、「善き意図が法律の悪い管理によって絶対的に無効にされている」と嘆かせた原因である。

しかし、すべての警官が腐敗、堕落していたわけでなかった。リカー法施行以来、泥酔は減少し、対立グループの闘争はなくなり、欠勤状態も20-30%から10-20%に減った。このことは、1899年8月に、鉱山会議所秘書、 $A\cdot R\cdot$ ゴールドリングが報告するところであった。

この時期のリカー法に触れるのであれば、1898年6月にトランスヴァール政府の法務長官に抜擢されたケンブリッジ大学出身の若き $\mathbf{J}\cdot\mathbf{C}\cdot\mathbf{Z}$ マッツの活躍を除くことはできない。彼は、1899年5月にリカー・シンジケートに対処するため特別任務部隊 (a special task force)を設置し、7月には、リカー王の中の王、ネイサン・フリードマンの支配するシンジケートの拠点を襲い、これを壊滅した 101)。これに典型的に見られるように、トランスヴァール政府はラント金鉱業のアフリカ人労働者の確保や営業コストの低下に全面的に非協力的であるのでは決してなかった。

それでは、ダイナマイトと鉄道問題ではどうであったであろうか。

南ア戦争原因論の「オーソドキシィ」を批判するハリースは、トランスヴァール政府のコンセッション政策にかかわるこの2つの問題には少しも触れていない。

1897年4月トランスヴァール政府によって設置された産業調査委員会は、ダイナマイトと鉄道運賃について次のように述べ、かつ勧告していた。
[ダイナマイト] あらゆる種類の爆薬物価格は、本来のコストと南ア共

グリセリンを 75% 含むダイナマイト 1 番のハンブルグ本船渡し価格は, 50 (重量) ポンドのケース当り 23 シリングであり, ヨハネスブルグまで の輸送費は 14 シリングである。ただし、南ア爆薬物社の社長は、本船渡

和国への輸送費とを考慮すると、不合理なほど高すぎる。例えば、ニトロ

し価格は29シリング6ペンスであると述べた。鉱山には、ケース当り85シリングで納入されている。先の場合には、1ケース当り47シリングの利潤で、後の場合には41シリング6ペンスである。このうち、政府の取り分は、5シリングである。鉱業にとって、爆薬物の費用は全営業費用の9%に達しているから、この問題は重要である。本委員会は、①火薬、ダイナマイト、発破用火薬筒、その他爆薬材料の取引を仲介する人びとから権利を取り上げる権利を行使し、②ダイナマイトと他の爆薬物の輸入を自身の手で輸入することが望ましい。その場合、ケース当り20シリング以下の関税をかける1020。

[鉄道] オランダ=南ア鉄道会社によって徴収される運賃は、非常に高い。1896年の貨物粗収入がおよそ200万ポンドであるとみなして、これを25%、金額にして50万ポンド引き下げることが望ましい。この基準に応じて、石炭、木材、鉱業用機械および食料の運賃を決めるべきである。国家による鉄道の収用を推進することを望まないが、もし収用の必要が生じれば、本委員会は、オランダ=南ア鉄道会社が政府に申し出たと伝えられている1895-97年の3年間の配当を収用価格算定基準として採用することに賛成である¹⁰³⁾。

このような産業調査委員会の勧告にもかかわらず、ダイナマイト価格は1ケース当り10シリング引き下げただけであった。しかも、そのうちの5シリングは国家の権利放棄によるものであり、エイジェントを有利にした。鉄道運賃についてもエイジェントのオランダ=南ア鉄道社にたいする対処は甘く、10-20%の引き下げを承認するだけに終わった。トランスヴァール内の鉄道運賃は、トン・マイル当りで、南アの2つのイギリス植民地のそれの2倍であった。

5. むすび

パス法とリカー法の制定と施行、モザンビーク政府との労働者移民協定

など、ジェイムスン襲撃後のトランスヴァール政府の政策は、ラント金鉱業にとって決して無益でなかった。確かに、産業パス法は、多大の金を費やして連れてきたアフリカ人労働者の逃亡を防ごうとしたものであったが、ほとんど効果が見られなかった。しかし、泥酔による労働不能状態をなくし、欠勤率を低め、対立グループの闘争と仕事の事故による死傷をなくすことを目指したリカー法は、対立グループの戦いをなくし、欠勤率を20-30%から10-20%に下げることによって、かなりの成果を挙げた。また、モザンビーク政府との労働者移民協定は、全アフリカ人労働者の6割を占めたモザンビーク人労働者の確保を保証し、以後70年間継続する低賃金体制を確立した賃金引き下げを可能にした。

しかし、鉱山会議所年次総会での執行委員会報告と議長報告の中身を 樓々見てきたように、政府の施策は必ずしも金鉱業主たちを完全に満足さ せるものでなかった。パス法施行後もアフリカ人労働者の逃亡は止まなか った。リカー法にもかかわらず、不法リカー取引は阻止できなかった。ダ イナマイトの価格は、1ケース当り40シリングで仕入れ、85シリングで 鉱山に売る価格を、10シリング引き下げただけであった。石炭の鉄道輸 送費は20%引き下げたが、なお南アのイギリス植民地の輸送費と比べる と2倍の運賃であった。

政府の施策が成果を挙げることができなかった原因として、次の3つを指摘できるであろう。第1は、政府の脆弱な管理のあり方である。人的能力の不足の上に、官吏、警察の腐敗と怠慢が付け加わった。パス法とリカー法の施行体制にはその弱点が如実に反映された。第2は、政府のコンセッション政策である。コンセッションの取得者であるエイジェントと、政府、政治家、高級官吏の利害との強い結びつきは、ダイナマイトと鉄道において典型的に現れており、エイジェントに不利な価格の大幅引き下げは採用されなかった。第3に、当時の管理技術の限界である。1899年になっても、アフリカ人労働者の逃亡は続いていた。パス法が実施されても、

— 85 —

いくら人数を投入しても、膨大な数のアフリカ人労働者の本人識別を実行することは不可能であったであろう。完全な個人識別は、南ア戦争直後にイギリス支配下で導入された指紋法が南ア全域で実施されて初めて可能となり、パス法も効果をあげるようになった。ちなみに言えば、この指紋法に基づくパス法は、アパルトヘイトの下でのアフリカ人支配の主要手段となる¹⁰⁴⁾。それはともかくとして、ハリースの主張と異なり、トランスヴァール政府は、ラント金鉱業の要望に十全に応えたわけではなかった。ここにホブスン・テーゼの継承者の主張の根拠がなお存在すると言うことができるであろう。

このように、ハリースのホブスン・テーゼ批判が部分的に否定され、ホブスン・テーゼとその継承者たちの主張にその根拠が認められたとしても、そのまま彼らの戦争原因論が正しいと受け取ることはできないであろう。ホブスン・テーゼ継承者たちの戦争原因論が基本的に正しいとしても、その証明には多くの媒介的説明を必要とする。戦争は、異なる国家間の関係の破綻から生じるのであるから、その原因は、為政者の認識と考えを抜きにして把握できないであろう。したがって、南ア戦争の原因を明らかにするためには、南ア戦争勃発のイギリスの直接責任者、チェンバレンとミルナーが、ラント金鉱業の抱える問題をどのように認識していたか、また、その認識は彼らの戦争の決意とどのようにむすびついていたか、これらの問題を文献的に証明する必要があるし、さらには、彼らの南ア政策を大枠で決めた彼らのイギリス連邦思想とその系譜を鮮明にする必要がある。だが、これらの課題は、別稿の課題である。

[註]

- 1) Iain R. Smith, 'The Origins of the South African War (1899-1902): A Re-Appraisal', *South African Historical Journal*, 22 (1990), pp. 27-30.
- 2) L. S. Amery ed., The Times History of The War in South Africa, Vol. 1,

- 1899-1900, London, Sampson, Low, Marston and Co, 1900. p. v.
- 3) Iain R. Smith, 'The Origins of the South African War (1899-1902)', p. 27.
- 4) L. S. Amery ed., The Times History of the War in South Africa, p. 91.
- 5) *Ibid.*, pp. 16-7.
- 6) Ibid., p. 17.
- Iain R. Smith, 'The Origins of the South African War (1899-1902)', pp. 27-8,
 30.
- J. A. Hobson, The War in South Africa; Its Causes and Effects, London, Macmillan, 1900.
- 9) *Ibid.*, p. 197.
- 10) Ibid., p. 231.
- 11) Ibid., p. 229.
- 12) ホブスンの「南ア戦争原因論」を「ホブスン・テーゼ」と名づけたのは、アイエイン・スミスである。(Iain R. Smith, 'The Origins of the South African War (1899-1902)', p. 29.) ただし彼は、「われわれは、少数の鉱山所有者と投機家の国際的寡頭者をプレトリアの権力につけるために戦っている」のであり、鉱山の大立者が自分の利益のために政治家に影響をおよぼしたとするホブスンの主張を、「ホブスン・テーゼ」と名づけ、鉱山所有者たちのこの行動を引き起こした原因、動機である、ラント金鉱山に「安い十分な労働供給を確保するため」という目的と切り離して定義している。行動と行動の動機、原因は一体的に把握されるべきであろう。
- 13) Iain R. Smith, 'The Origins of the South African War (1899-1902)', p. 33.
- 14) A.N. Porter, The Origins of the South African War: Joseph Chamberlain and the Diplomacy of Imperialism 1895-99, Manchester, Manchester University Press, 1980, pp. 180-182; Alan Jeeves, 'Hobson's The War in South Africa: A Reassessment', in Writing a Wider War: Rethinking Gender, Race, and Identity in the South African War, 1899-1902, ed., by Greg Cuthbertson, Albert Grundlingh and Mary-Lynn Suttie, Athens, Ohio University, 2002, p. 238.
- 15) Patrick Harries, 'Capital, State, and Labour on the 19th Century Witwatersrand: A Reassessment', *South African Historical Journal*, No. 18 (1986).
- Eric Hobsbawm, *The Age of Empire*, London, Weldenfeld & Nicolson, 1987,
 p. 66.
- 17) J. A. Hobson, The War in South Africa, p. 189.
- 18) *Ibid.*, pp. 191-2.
- 19) Ibid., p. 196.

成城 · 経済研究 第 218 号 (2017 年 12 月)

- 20) Ibid., p. 229.
- J. H. Curle, The Gold Mines of the World, London, Waterlow and Sons, 1899.
- 22) J. A. Hobson, The War in South Africa, pp. 229-230.
- 23) Ibid., p. 232.
- 24) Ibid., pp. 232-3.
- 25) Patrick Harries, 'Capital, State, and Labour on the 19th Century Witwatersrand: A Reassessment', p. 25.
- 26) Ibid., p. 26.
- 27) *Ibid.*, p. 26.
- 28) Ibid., p. 26.
- 29) Ibid., p. 26.
- 30) Ibid., p. 28.
- 31) Ibid., p. 26.
- 32) Ibid., pp. 28, 29-30.
- 33) Ibid., p. 29.
- 34) Ibid., p. 30.
- 35) Ibid., p. 31.
- 36) *Ibid.*, p. 32.
- 37) *Ibid.*, pp. 31-2.
- 38) *Ibid.*, p. 33.
- 39) *Ibid.*, p. 35.
- 40) Ibid., p. 37.
- 41) Ibid., p. 35.
- 42) Ibid., p. 27.
- 43) Patrick Harries, Work, Culture, and Identity: Migrant Labour in Mozambique and South Africa, c. 1860-1910, Johannesburg, Witwatersrand University Press, 1994, p. 129.
- 44) Patrick Harries, 'Capital, State, and Labour on the 19th Century Witwatersrand: A Reassessment', pp. 35-6.
- 45) *Ibid.*, p. 37.
- 46) Ibid., pp. 38-9.
- 47) *Ibid.*, pp. 39-40.
- 48) Ibid., p. 41.
- 49) *Ibid.*, pp. 40-1.

- 50) *Ibid.*, p. 42.
- 51) *Ibid.*, p. 43.
- 52) *Ibid.*, p. 43.
- 53) *Ibid.*, p. 43.
- 54) *Ibid.*, p. 43.
- 55) *Ibid.*, pp. 44-5.
- 56) Ibid., p. 45.
- 57) Ibid., p. 45.
- 58) Iain R. Smith, 'The Origins of the South African War (1899-1902)', p. 51.
- 59) Iain R. Smith, 'A Century of Controversy over Origins', in *The South Afri*can War Reappraised, edited by Donal Lowry, Manchester and New York, Manchester University Press, 2000, p. 31.
- 60) Eraine N. Katz, 'Outcrop and Deep Mining in South Africa before the Anglo-Boer War: Re-Examining the Blainey Thesis', *Economic History Review*, Vol. 158, No. 2 (1995), p. 324.
- 61) A. A. Mawby, Gold Mining and Politics Johannesburg 1900-1907 Volume One The Orgins of the Old South Africa?, Lewston, Queenston and Lampeter, The Edwin Mellen Press, 2000, p. 161.
- 62) Christopher Saunders, 'Historiographical Aspects of the Jameson Raid', in *The Jameson Raid: A Centennial Retrospective*, edited by Jane Carruthers, Johannesburg, The Brenthurst Press, 1996, p. 246.
- 63) Donald Denoon, A Grand Illusion: The Failure of Imperial Policy in the Transvaal Colony during the Period of Reconstruction 1900-05, London, Longman, 1973, p. 156. ただし、デヌーンは、中国人労働者の輸入がアフリカ人労働者の賃金におよぼした影響を考察するさい、比較のためにこの表を出しただけで、南ア戦争勃発直前のアフリカ人労働者の実態解明のために使ったのではない。
- 64) Chamber of Mines, Seventh Report for the Year ending 31st December 1895, 1896, p. 11.
- 65) The Government Industrial Commission in the South African Republic, 'Report of the Commission', in Command Paper [C. 9345], Papers relating to the Complaints of British Subjects in the South Africa Republic, HMSO, 1899, pp. 1-13.
- 66) Cecil Headlam ed., The Milner Papers: South Africa 1897-1899, London, Toronto, Melbourne and Sydney, Cassell, 1931, p. 82.

- 67) George Rouliot, 'The President's Review, January 20, 1898', in Command Paper [C. 9345], Paper relating to the Complaints of British Subjects in the South Africa Republic, HMSO, 1899, p. 35.
- The Government Industrial Commission in the South African Republic, 'Report of the Commission', pp. 7-9.
- 69) *Ibid.*, pp. 9-11.
- 70) *Ibid.*, p. 7.
- 71) *Ibid.*, p. 11.
- 72) Ibid., pp. 5-6.
- 73) *Ibid.*, p. 11.
- 74) Chamber of Mines, Seventh Report for the Year ending 31st December 1895, 1896, pp. 13-4.
- 75) Chamber of Mines, Eighth Report for the Year ending 31st December 1896, 1897, pp. 6-7.
- 76) Chamber of Mines, *Ninth Report for the Year ending 31st December 1897*, 1898, pp. 6-7.
- 77) George Rouliot, 'The President's Review, January 20, 1898', pp. 31-2.
- 78) Chamber of Mines, Tenth Report for the Year ending 31st December 1898, 1899, p. 5-6.
- 79) Chamber of Mines, Seventh Report for the Year ending 31st December 1895, pp. 14-5.
- 80) Chamber of Mines, Eighth Report for the Year ending 31st December 1896, p. 8.
- 81) Chamber of Mines, *Ninth Report for the Year ending 31st December 1897*, p. 7.
- 82) George Rouliot, 'The President's Review, January 20, 1898', p. 31.
- 83) Chamber of Mines, *Tenth Report for the Year ending 31st December 1898*, pp. 7-8.
- 84) *Ibid.*, p. 25.
- 85) Chamber of Mines, *Eleventh Report for the Year ending 31st December 1899*, 1900, pp. 104-5.
- 86) Chamber of Mines, Seventh Report for the Year ending 31st December 1895, p. 15.
- 87) Chamber of Mines, Eighth Report for the Year ending 31st December 1896, pp. 3-4.

- 88) Chamber of Mines, *Ninth Report for the Year ending 31st December 1897*, pp. 9-10.
- 89) George Rouliot, 'The President's Review, January 20, 1898', p. 33.
- 90) Chamber of Mines, Tenth Report for the Year ending 31st December 1898, pp. 9-10.
- 91) *Ibid.*, pp. 27-8.
- 92) Chamber of Mines, Seventh Report for the Year ending 31st December 1895, pp. 19-20.
- 93) Chamber of Mines, Eighth Report for the Year ending 31st December 1896, p. 13.
- 94) Chamber of Mines, *Ninth Report for the Year ending 31st December 1897*, pp. 11-2.
- 95) George Rouliot, 'The President's Review, January 20, 1898', p. 34.
- 96) Chamber of Mines, *Tenth Report for the Year ending 31st December 1898*, pp. 10-1.
- 97) Ibid., p. 27.
- 98) ハリースは、1896年5月に施行されたと述べている。1896年1月1日は、ジェイムスン襲撃の最中であり(1月2日にジェイムスン軍は降伏)、1月7日に降伏したヨハネスブルグ蜂起軍の指導者の裁判が行われるのは、4月28日である。この間、イギリス植民地相、チェンバレンからの改革要求があるなど政情不安定で、産業パス法の実際の施行が遅れたものと思われる。
- 99) Command Paper [C. 9093], Report on the Trade, Commerce, and Gold Mining Industry of the South Africa Republic, HMSO, 1898, p. 11.
- 100) Charles van Onselen, Studies in the Social and Economic History of the Witwatersrand 1886-1914, Volume One, New Babylon, New York, Longman, 1982, p.75.
- 101) *Ibid.*, pp. 14, 81, 85-6.
- 102) The Government Industrial Commission in the South African Republic, 'Report of the Commission', pp. 7-9.
- 103) *Ibid.*, p. 10.
- 104) Keith Breckenridge, Biometric State: The Global Politics of Identification and Surveillance in South Africa; 1850 to the Present, Cambridge University Press, 2014, pp. 63-89.